

令和6年度 都立神津高等学校体育施設の使用団体登録について

都立神津高等学校では、学校の行う教育活動に支障のない範囲で体育施設の開放を行っております。

利用に当たって、事前の使用団体登録が必要になりますので同封書類を必ずご確認の上、申請していただくようお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) (施開様式2) 都立学校施設使用団体登録申請書・・・・・・・・・・1通
- (2) (施開様式3) 登録団体構成表・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
- (3) (施開例2) 管理指導員承諾書・・・・・・・・・・・・・・・・・・人数分

2 申請期間・申請場所等

令和6年2月28日(水)～令和6年3月13日(水)(3月1日・4日を除く)  
神津高等学校経営企画室 平日9時～16時30分まで

3 管理指導員について

各団体において責任者とは別に管理指導員を登録メンバーより選出(複数人選出可)していただき、上記1(3)の書類をご提出いただきます。

なお、管理指導員の業務は以下のとおりとなります。

- (1) 使用施設の開錠、施錠等に関すること。
- (2) 使用施設の照明及び空調スイッチのオン・オフ及びその確認に関すること。
- (3) 使用施設・用具の管理に関すること。
- (4) 使用者の施設使用上の管理及び安全確保に関すること。
- (5) 使用者の規律保持に関すること。
- (6) 管理指導日誌の記入に関すること。
- (7) 使用者が、施設又は備品等を棄損、滅失又は汚損した場合の運営委員長への報告に関すること。
- (8) 使用者の事故が発生した場合の適切な対応、管理指導日誌への記入及び運営委員長への報告に関すること。
- (9) その他運営委員長が指示すること。

3 書類作成上の注意

- (1) 管理指導員を複数人選出する場合は、「管理指導員承諾書」を人数分ご提出ください。
- (2) 申請に当たって、同封されている書類一式を必ず一読の上、ご申請ください。  
また、利用にあたっては同封されている以下の書類で、記載事項を遵守してください。
  - (施開例4) 施設使用に関するきまり
  - (施開例5) 都立学校施設開放事業における利用者の負担のお知らせ

- (3) 登録団体構成表に記載されるメンバー以外はご利用できません。  
(年度途中で追加したい場合は、別途手続きお願いいたします。)
- (4) その他不明な点がありましたら、担当までお問合せください。

問合せ先  
都立神津高等学校  
経営企画室 担当 村上  
8-0706